

議案第 21 号

那須烏山市職員給与条例等の一部改正について

那須烏山市職員給与条例等の一部を改正する条例を別紙のとおり定めることについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 1 号の規定により議会の議決を求める。

令和 8 年 2 月 25 日提出

那須烏山市長 川 俣 純 子

那須烏山市職員給与条例等の一部を改正する条例

令和 年 月 日
那須烏山市条例第 号

(那須烏山市職員給与条例の一部改正)

第1条 那須烏山市職員給与条例（平成17年10月那須烏山市条例第37号）の一部を次の表のように改正する。

改 正 後	現 行
<p>(給与の種類)</p> <p>第1条の2 この条例により支給する職員の給与の種類は、給料、管理職手当、<u>第2種初任給調整手当</u>、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、在宅勤務等手当、<u>特殊勤務手当</u>、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、日直手当、管理職員特別勤務手当、期末手当及び勤勉手当とする。ただし、法第22条の4第1項の規定に基づき採用された職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）の給与については、扶養手当及び住居手当を除くものとする。</p> <p>2 略</p> <p>(管理職手当)</p> <p>第7条の2 略</p> <p>(<u>第2種初任給調整手当</u>)</p> <p>第7条の3 <u>新たに採用された職員であって、採用の日において、当該職員に適用される給料表の給料月額のうち第4条第1項の規定により当該職員の属する職務の級並びに同条第2項、第4項、第6項及び第7項の規定により当該職員の受ける号給に応じた額（定年前再任用短時間勤務職員その他規則で定める職員にあっては、規則で定める額）並びにこれに第9条の2の規定による地域手当の支給割合を乗じて得た額の合計額（その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）に12を乗じ、その額を休暇等条例第2条第1項に規定する勤務時間に52を乗じたもので除して得た額（その額に50銭未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50銭以上1円未満の端数を生じたときはこれを1円に切り上げた額）（次項において「特定額」という。）が、その在勤する地域における民間の賃金の最低基準を考慮して規則で定める額（次項において「基準額」という。）を下回るものには、採用の日から規則で定める日までの間、第2種初任給調整手当を支給する。</u></p> <p><u>2 第2種初任給調整手当の月額は、規則で定めるところにより基準額と特定額との差額を月額に換算した額とする。</u></p> <p><u>3 第1項の規定の適用を受ける職員以外の職員で、同項の規定により第2種初任給調整手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとし</u></p>	<p>(給与の種類)</p> <p>第1条の2 この条例により支給する職員の給与の種類は、給料、管理職手当_____、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、在宅勤務等手当_____、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、日直手当、管理職員特別勤務手当、期末手当及び勤勉手当とする。ただし、法第22条の4第1項の規定に基づき採用された職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）の給与については、扶養手当及び住居手当を除くものとする。</p> <p>2 略</p> <p>(管理職手当)</p> <p>第7条の2 略</p>

て規則で定めるものには、規則の定めるところにより、前2項の規定に準じて、第2種初任給調整手当を支給する。

4 前3項に規定するもののほか、第2種初任給調整手当の支給に関し必要な事項は、規則で定める。

(特殊勤務手当)

第11条 著しく危険、不快、不健康又は困難な勤務その他の著しく特殊な勤務で、給与上特別の考慮を必要とし、かつ、その特殊性を給料で考慮することが適当でないと認められるものに従事する職員には、その勤務の特殊性に応じて特殊勤務手当を支給する。

2 特殊勤務手当の種類、支給される職員の範囲、支給額その他特殊勤務手当の支給に関し必要な事項は、別に条例で定める。

(給与の減額)

第12条 職員が勤務しないときは、休暇等条例第8条の2第1項に規定する時間外勤務代休時間、休暇等条例第9条に規定する祝日法による休日（休暇等条例第10条第1項の規定により代休日を指定されて、当該休日に割り振られた勤務時間の全部を勤務した職員にあっては、当該休日に代わる代休日。以下「祝日法による休日等」という。）又は休暇等条例第9条に規定する年末年始の休日（休暇等条例第10条第1項の規定により代休日を指定されて、当該休日に割り振られた勤務時間の全部を勤務した職員にあっては、当該休日に代わる代休日。以下「年末年始の休日等」という。）である場合、休暇等条例第12条、第13条及び第14条に規定する年次有給休暇、病気休暇又は特別休暇による場合その他その勤務しないことにつき任命権者又はその委任を受けた者の承認があった場合を除き、その勤務しない1時間につき、第16条第1項に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額した給与を支給する。

(時間外勤務手当)

第13条 時間外勤務手当は、正規の勤務時間外に勤務することを命ぜられた職員に対して、正規の勤務時間外に勤務した全時間について、勤務1時間につき、第16条第1項に規定する勤務1時間当たりの給与額に正規の勤務時間外にした次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ100分の125から100分の150までの範囲内で規則で定める割合（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合には、その割合に100分の25を加算した割合）を乗じて得た額を支給する。

(1)・(2) 略

2 略

3 前2項の規定にかかわらず、時間外勤務手当は、休暇等条例第5条の規定により、あらかじめ休暇等

第11条 削除

(給与の減額)

第12条 職員が勤務しないときは、休暇等条例第8条の2第1項に規定する時間外勤務代休時間、休暇等条例第9条に規定する祝日法による休日（休暇等条例第10条第1項の規定により代休日を指定されて、当該休日に割り振られた勤務時間の全部を勤務した職員にあっては、当該休日に代わる代休日。以下「祝日法による休日等」という。）又は休暇等条例第9条に規定する年末年始の休日（休暇等条例第10条第1項の規定により代休日を指定されて、当該休日に割り振られた勤務時間の全部を勤務した職員にあっては、当該休日に代わる代休日。以下「年末年始の休日等」という。）である場合、休暇等条例第12条、第13条及び第14条に規定する年次有給休暇、病気休暇又は特別休暇による場合その他その勤務しないことにつき任命権者又はその委任を受けた者の承認があった場合を除き、その勤務しない1時間につき、第16条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額した給与を支給する。

(時間外勤務手当)

第13条 時間外勤務手当は、正規の勤務時間外に勤務することを命ぜられた職員に対して、正規の勤務時間外に勤務した全時間について、勤務1時間につき、第16条に規定する勤務1時間当たりの給与額に正規の勤務時間外にした次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ100分の125から100分の150までの範囲内で規則で定める割合（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合には、その割合に100分の25を加算した割合）を乗じて得た額を支給する。

(1)・(2) 略

2 略

3 前2項の規定にかかわらず、時間外勤務手当は、休暇等条例第5条の規定により、あらかじめ休暇等

条例第3条第2項若しくは第3項又は第4条の規定により割り振られた1週間の正規の勤務時間（定年前再任用短時間勤務職員にあっては、38時間45分。以下この条において「割振り変更前の正規の勤務時間」という。）外に勤務することを命ぜられた職員に対しては、割振り変更前の正規の勤務時間外に勤務した全時間（規則で定める時間を除く。）について、勤務1時間につき、第16条第1項に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の25から100分の50までの範囲内で規則で定める割合を乗じて得た額を支給する。

4 正規の勤務時間外に勤務することを命ぜられ、正規の勤務時間外にした勤務の時間と割振り変更前の正規の勤務時間外に勤務することを命ぜられ、割振り変更前の正規の勤務時間外にした勤務の時間（前項に規定する規則で定める時間を除く。）との合計が1箇月について60時間を超えた職員には、その60時間を超えて勤務した全時間に対して、第1項及び前項の規定にかかわらず、勤務1時間につき、第16条第1項に規定する勤務1時間当たりの給与額に次の各号に掲げる勤務の区分に応じそれぞれ当該各号に定める割合を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。

(1)・(2) 略

5 休暇等条例第8条の2第1項に規定する時間外勤務代休時間を指定された場合において、当該時間外勤務代休時間に職員が勤務しなかったときは、前項に規定する60時間を超えて勤務した全時間のうち当該時間外勤務代休時間の指定に代えられた時間外勤務手当の支給に係る時間に対しては、当該時間1時間につき、第16条第1項に規定する勤務1時間当たりの給与額に次の各号に掲げる勤務の区分に応じそれぞれ当該各号に定める割合を乗じて得た額の時間外勤務手当を支給することを要しない。

(1)・(2) 略

6 略

(休日勤務手当)

第14条 休日勤務手当は、祝日法による休日等（休暇等条例第3条第1項又は第4条の規定に基づき毎日曜日を週休日と定められている職員以外の職員にあっては、同条例第9条に規定する祝日法による休日と同条例第4条及び第5条第1項の規定に基づく週休日に当たるときは、規則で定める日）及び年末年始の休日等において正規の勤務時間中に勤務することを命ぜられた職員に対して、正規の勤務時間中に勤務した全時間について、勤務1時間につき、第16条第1項に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の125から100分の150までの範囲内で規則で定める割合を乗じて得た額を支給する。これらの日に準ずるものとして規則で定める日において勤務した職員についても同様とする。

条例第3条第2項若しくは第3項又は第4条の規定により割り振られた1週間の正規の勤務時間（定年前再任用短時間勤務職員にあっては、38時間45分。以下この条において「割振り変更前の正規の勤務時間」という。）外に勤務することを命ぜられた職員に対しては、割振り変更前の正規の勤務時間外に勤務した全時間（規則で定める時間を除く。）について、勤務1時間につき、第16条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の25から100分の50までの範囲内で規則で定める割合を乗じて得た額を支給する。

4 正規の勤務時間外に勤務することを命ぜられ、正規の勤務時間外にした勤務の時間と割振り変更前の正規の勤務時間外に勤務することを命ぜられ、割振り変更前の正規の勤務時間外にした勤務の時間（前項に規定する規則で定める時間を除く。）との合計が1箇月について60時間を超えた職員には、その60時間を超えて勤務した全時間に対して、第1項及び前項の規定にかかわらず、勤務1時間につき、第16条に規定する勤務1時間当たりの給与額に次の各号に掲げる勤務の区分に応じそれぞれ当該各号に定める割合を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。

(1)・(2) 略

5 休暇等条例第8条の2第1項に規定する時間外勤務代休時間を指定された場合において、当該時間外勤務代休時間に職員が勤務しなかったときは、前項に規定する60時間を超えて勤務した全時間のうち当該時間外勤務代休時間の指定に代えられた時間外勤務手当の支給に係る時間に対しては、当該時間1時間につき、第16条に規定する勤務1時間当たりの給与額に次の各号に掲げる勤務の区分に応じそれぞれ当該各号に定める割合を乗じて得た額の時間外勤務手当を支給することを要しない。

(1)・(2) 略

6 略

(休日勤務手当)

第14条 休日勤務手当は、祝日法による休日等（休暇等条例第3条第1項又は第4条の規定に基づき毎日曜日を週休日と定められている職員以外の職員にあっては、同条例第9条に規定する祝日法による休日と同条例第4条及び第5条第1項の規定に基づく週休日に当たるときは、規則で定める日）及び年末年始の休日等において正規の勤務時間中に勤務することを命ぜられた職員に対して、正規の勤務時間中に勤務した全時間について、勤務1時間につき、第16条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の125から100分の150までの範囲内で規則で定める割合を乗じて得た額を支給する。これらの日に準ずるものとして規則で定める日において勤務した職員についても同様とする。

<p>(夜間勤務手当)</p> <p>第15条 夜間勤務手当は、正規の勤務時間として午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務する職員に対して、その間に勤務した全時間について、勤務1時間につき、<u>第16条第1項</u>に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の25を乗じて得た額を支給する。</p> <p>(勤務1時間当たりの給与額の算出)</p> <p>第16条 第12条から第15条までに規定する勤務1時間当たりの給与額は、給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に12を乗じ、その額を1週間当たりの勤務時間に52を乗じたものから規則で定める時間を減じたもので除した額とする。</p> <p><u>2 特殊勤務手当の支給対象となる勤務をした場合の当該勤務をした時間に係る第13条から第15条までに規定する勤務1時間当たりの給与額は、前項の規定にかかわらず、同項の規定によって算出した給与額に、規則で定める額を加算した額とする。</u></p>	<p>(夜間勤務手当)</p> <p>第15条 夜間勤務手当は、正規の勤務時間として午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務する職員に対して、その間に勤務した全時間について、勤務1時間につき、<u>第16条</u>に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の25を乗じて得た額を支給する。</p> <p>(勤務1時間当たりの給与額の算出)</p> <p>第16条 第12条から第15条までに規定する勤務1時間当たりの給与額は、給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に12を乗じ、その額を1週間当たりの勤務時間に52を乗じたものから規則で定める時間を減じたもので除した額とする。</p>
---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

(那須烏山市診療所医師の給与の特例に関する条例の一部改正)

第2条 那須烏山市診療所医師の給与の特例に関する条例（平成20年6月那須烏山市条例第18号）の一部を次の表のように改正する。

改 正 後	現 行
<p>(給与の種類)</p> <p>第2条 医師に対して支給する給与の種類についての<u>那須烏山市職員給与条例（平成17年10月那須烏山市条例第37号。以下「職員給与条例」という。）第1条の2第1項の規定の適用については、同項中「第2種初任給調整手当」とあるのは、「第1種初任給調整手当」とする。</u></p> <p>(第1種初任給調整手当)</p> <p>第4条 第1種初任給調整手当は、人事院規則9-34（初任給調整手当）第2条第1項第2号に掲げる職に支給される額に準じて規則で定める額を採用の日から35年以内の期間、採用後規則で定める期間を経過した日から1年を経過するごとにその額を減じて支給する。</p> <p>2 前項の規定により第1種初任給調整手当を支給する医師の範囲、<u>第1種初任給調整手当の支給期間及び支給額その他第1種初任給調整手当の支給に関し必要な事項は、市長が別に定める。</u></p> <p>第5条 特殊勤務手当は、<u>那須烏山市職員特殊勤務手当条例（令和8年 月那須烏山市条例第 号）に定めるもののほか、別表第3に定めるところにより支</u></p>	<p>(給与の種類)</p> <p>第2条 医師に対して支給する給与の種類は、<u>那須烏山市職員給与条例（平成17年10月那須烏山市条例第37号。以下「職員給与条例」という。）第1条の2第1項に規定するもののほか、初任給調整手当及び特殊勤務手当とする</u></p> <p>(初任給調整手当)</p> <p>第4条 初任給調整手当 _____ は、人事院規則9-34（初任給調整手当）第2条第1項第2号に掲げる職に支給される額に準じて規則で定める額を採用の日から35年以内の期間、採用後規則で定める期間を経過した日から1年を経過するごとにその額を減じて支給する。</p> <p>2 前項の規定により初任給調整手当 _____ を支給する医師の範囲、<u>初任給調整手当 _____ の支給期間及び支給額その他初任給調整手当 _____ の支給に関し必要な事項は、市長が別に定める。</u></p> <p>第5条 特殊勤務手当は、 _____ _____ 別表第3に定めるところにより支</p>

給する。 2 <u>別表第3に定めるところによる特殊勤務手当は、給料の支給方法に準じて支給する。</u>	給する。 2 <u>特殊勤務手当</u> は、給料の支給方法に準じて支給する。
---------------------------------------------------------	--------------------------------------------

(那須烏山市技能労務職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第3条 那須烏山市技能労務職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成17年10月那須烏山市条例第38号）の一部を次の表のように改正する。

改 正 後	現 行
<p>(給与の種類)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 手当の種類は、<u>第2種初任給調整手当、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、日直手当、期末手当及び勤勉手当とする。ただし、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の4第1項又は第22条の5第1項の規定に基づき採用された職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）の給与については、扶養手当及び住居手当を除くものとする。</u></p> <p>(給料表)</p> <p>第3条 略</p> <p><u>(第2種初任給調整手当)</u></p> <p>第3条の2 <u>第2種初任給調整手当は、新たに採用された職員であって、採用の日において、当該職員の給料及び地域手当の月額を合計した額を基礎として算出した勤務1時間当たりの額が、その在勤する地域における民間の賃金の最低基準を考慮して市長が定める額を下回るものに対して支給する。</u></p> <p>(通勤手当)</p> <p>第6条 略</p> <p><u>(特殊勤務手当)</u></p> <p>第6条の2 <u>特殊勤務手当は、著しく危険、不快、不健康又は困難な勤務その他著しく特殊な勤務で、給与上特別の考慮を必要とし、かつ、その特殊性を給料で考慮することが適当でない認められるものに従事する職員に対して支給する。</u></p>	<p>(給与の種類)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 手当の種類は_____、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当_____、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、日直手当、期末手当及び勤勉手当とする。ただし、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の4第1項又は第22条の5第1項の規定に基づき採用された職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）の給与については、扶養手当及び住居手当を除くものとする。</p> <p>(給料表)</p> <p>第3条 略</p> <p>(通勤手当)</p> <p>第6条 略</p>

(那須烏山市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第4条 那須烏山市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年9月那須烏山市条例第13号）の一部を次の表のように改正する。

改正後	現 行
<p>(給与の種類)</p> <p>第3条 フルタイム会計年度任用職員に支給する給与は、給料、地域手当、<u>第2種初任給調整手当、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、期末手当及び勤勉手当とする。</u></p> <p>2 略</p> <p>(地域手当)</p> <p>第7条の2 略</p> <p>(<u>第2種初任給調整手当</u>)</p> <p>第7条の3 <u>給与条例第7条の3の規定は、フルタイム会計年度任用職員について準用する。</u></p> <p>(通勤手当)</p> <p>第8条 略</p> <p>(<u>特殊勤務手当</u>)</p> <p>第8条の2 <u>給与条例第11条及び那須烏山市特殊勤務手当条例（令和8年 月那須烏山市条例第 号。以下「特殊勤務手当条例」という。）の規定は、フルタイム会計年度任用職員について準用する。</u></p> <p>(勤務1時間当たりの給与額)</p> <p>第13条 第9条に規定する勤務1時間当たりの給与額並びに第10条の規定により準用する給与条例第13条第1項、第11条の規定により準用する給与条例第14条及び前条の規定により準用する給与条例第15条に規定する勤務1時間当たりの給与額は、給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に12を乗じ、その額を当該フルタイム会計年度任用職員について定められた1週間当たりの勤務時間に52を乗じたものから規則で定める時間を減じたもので除して得た額とする。</p> <p>2 <u>特殊勤務手当の支給対象となる勤務をした場合の当該勤務をした時間に係る第10条の規定により準用する給与条例第13条第1項、第11条の規定により準用する給与条例第14条及び前条の規定により準用する給与条例第15条に規定する勤務1時間当たりの給与額は、前項の規定にかかわらず、同項の規定によって算出した給与額に、規則で定める額を加算した額とする。</u></p> <p>(報酬の減額)</p> <p>第18条 略</p> <p>(<u>特殊勤務に係る報酬</u>)</p> <p>第18条の2 <u>著しく危険、不快、不健康又は困難な勤務その他著しく特殊な勤務に従事することを命ぜられたパートタイム会計年度任用職員には、特殊勤務</u></p>	<p>(給与の種類)</p> <p>第3条 フルタイム会計年度任用職員に支給する給与は、給料、地域手当_____、通勤手当_____、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、期末手当及び勤勉手当とする。</p> <p>2 略</p> <p>(地域手当)</p> <p>第7条の2 略</p> <p>(通勤手当)</p> <p>第8条 略</p> <p>(勤務1時間当たりの給与額)</p> <p>第13条 第9条に規定する勤務1時間当たりの給与額、<u>第10条</u>の規定により準用する給与条例第13条第1項、第11条の規定により準用する給与条例第14条及び前条の規定により準用する給与条例第15条に規定する勤務1時間当たりの給与額は、給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に12を乗じ、その額を当該フルタイム会計年度任用職員について定められた1週間当たりの勤務時間に52を乗じたものから規則で定める時間を減じたもので除して得た額とする。</p> <p>(報酬の減額)</p> <p>第18条 略</p>

手当条例の例により計算して得た額を特殊勤務に係る報酬として支給する。

(那須烏山市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第5条 那須烏山市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(平成17年10月那須烏山市条例第139号)の一部を次の表のように改正する。

改 正 後	現 行
<p>(給与の種類)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 手当の種類は、<u>管理職手当、第2種初任給調整手当、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、在宅勤務等手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、日直手当、管理職員特別勤務手当、期末手当及び勤勉手当とする。ただし、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の4第1項の規定に基づき採用された職員(以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。)の給与については、扶養手当及び住居手当を除くものとする。</u></p> <p>(管理職手当)</p> <p>第4条 略</p> <p><u>(第2種初任給調整手当)</u></p> <p>第4条の2 <u>第2種初任給調整手当は、新たに採用された職員であつて、採用の日において、当該職員の給料及び地域手当の月額を合計した額を基礎として算出した勤務1時間当たりの額が、その在勤する地域における民間の賃金の最低基準を考慮して管理者が定める額を下回るものに対して支給する。</u></p> <p>(在宅勤務等手当)</p> <p>第7条の2 略</p> <p><u>(特殊勤務手当)</u></p> <p>第7条の3 <u>特殊勤務手当は、著しく危険、不快、不健康又は困難な勤務その他著しく特殊な職務で、給与上特別の考慮を必要とし、かつ、その特殊性を給料で考慮することが適当でない認められるものに従事する職員に対して支給する。</u></p>	<p>(給与の種類)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 手当の種類は、管理職手当_____、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、在宅勤務等手当_____、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、日直手当、管理職員特別勤務手当、期末手当及び勤勉手当とする。ただし、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の4第1項の規定に基づき採用された職員(以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。)の給与については、扶養手当及び住居手当を除くものとする。</p> <p>(管理職手当)</p> <p>第4条 略</p> <p>(在宅勤務等手当)</p> <p>第7条の2 略</p>

附 則

(施行期日)

- この条例は、令和8年4月1日から施行する。
(那須烏山市職員の育児休業等に関する条例の一部改正)
- 那須烏山市職員の育児休業等に関する条例(平成17年10月那須烏山市条例第25号)の一部を次の表のように改正する。

改正後	現 行
<p>(部分休業をしている職員の給与の取扱い)</p> <p>第22条 職員（企業職員である職員及び技能労務職員である職員を除く。）が部分休業の承認を受けて勤務しない場合には、給与条例第12条の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、給与条例第16条第1項に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額して支給する。</p>	<p>(部分休業をしている職員の給与の取扱い)</p> <p>第22条 職員（企業職員である職員及び技能労務職員である職員を除く。）が部分休業の承認を受けて勤務しない場合には、給与条例第12条の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、給与条例第16条_____に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額して支給する。</p>